岡中央発第798号

令和4年2月1日

会　員　各　位

岡山県中小企業団体中央会

（　公　印　省　略　）

**中央会が使用する封筒への広告掲載のご案内**

拝啓　時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会では、毎年、中央会が使用する封筒（角２型）に組合広告を掲載しております。

封筒は、月刊機関誌「中央会おかやま」の発送のほか、講習会等での配布資料や各種連絡等で幅広く活用しており、広告効果が上がるものと考えております。ぜひお申込み下さい。

敬具

記

＜広告規格・条件等＞

封筒の規格　　　 封筒カラー：ホワイト、大きさ：332mm(縦)×240mm(横)

封筒作成予定数　　25,000部程度

広告１枠の規格　 広告カラー：グリーン（単色）、大きさ：120mm(縦)×110mm(横)

　　　　　　　　　※当会ＨＰに実物写真を掲載しております。

https://www.okachu.or.jp/2022/01/25/envelope2022/

広告掲載期間　　　令和4年4月1日～令和5年3月31日

広告掲載料　　　　60,000円

申込み方法　　　　下記申込書記載の上、FAXかMAILにて令和4年2月28日（月）までに送付下さい。

問い合わせ先　　　岡山県中小企業団体中央会　総務企画課　藤田　℡：０８６－２２４－２２４５

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

申込み先　　ＦＡＸ：０８６－２３２－４１４５　　ＭＡＩＬ：

**封筒広告申込書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | | |
| 代表者名 | 役職： 氏名： | | |
| 連絡先 | 〒（　　　　　　 　　　）  住所： | | |
| TEL |  | FAX |  |
| 申込担当者氏名 | 役職： 氏名： | | |
| デザインデータ | □　有り　→　申込期日までにデータをお送り下さい  □　無し　→　上記の事業所名からＦＡＸまで記載する他、ご希望の画像や文章の掲載が可能です。ぜひご相談ください。 | | |
| その他、  掲載希望文章等 |  | | |

岡山県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領

（目的）

第１条　この要領は、岡山県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が作成する各種封筒の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）封筒　　中央会が作成し管理する封筒

（２）広告主　広告を掲載しようとする者

（広告掲載の範囲）

第３条　掲載する広告は、組合又は中小企業者にとって有益なものであることとする。但し、中央会の目的や品位を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）法令に違反する又はそのおそれがあるもの

（２）公序良俗に反する又はそのおそれがあるもの

（３）人権を侵害する又はそのおそれがあるもの

（４）政治性又は宗教性があるもの

（５）思想又は信条に関するもの

（６）社会問題等の主義又は主張をするもの

（７）個人又は団体等の意見広告又は宣伝を内容とするもの

（８）美観風致を害する又はそのおそれがあるもの

（９）公衆に不快の念若しくは危害を与えるもの又はそのおそれのあるもの

（10）その他掲載する広告として適当でないと中央会会長（以下「会長という。」）が認めるもの

（広告の掲載料及び規格、掲載期間等）

第４条　広告掲載料及び規格、掲載期間等は、別紙のとおりとする。

（広告掲載の募集）

第５条　広告掲載の募集は、会員への案内文の発送及び中央会ホームページで行うものとする。

２　会長は、前項の規定にかかわらず、広告掲載を行うものになり得る者へ広告掲載の案内を行うことができる。

（広告掲載の申込み）

第６条　広告主は、封筒広告掲載申込書（様式第１号）により、会長が指定する期間内に申込むものとする。また中央会は、申込書が提出されて後、会長が必要と認めた書類を広告主に提出させることができる。

（広告掲載の審査及び決定等）

第７条　会長は、前条に規定する申込みがあったときは、広告の掲載内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

２　会長は、前項の規定に従い審査した結果、広告掲載申込みが広告の掲載枠数を超えているときは、抽選により決定する。

３　会長は、前２項の規定により、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第２号）により、その結果及び条件等を広告主に通知する。

４　会長は、広告内容等を審査した場合において、必要があると認めるときは広告主に条件を付する又は修正を求めることができる。

（広告掲載料の納付及び版下原稿の提出）

第８条　前条の規定による広告掲載の決定を受けた者は、会長の指定する期日までに広告掲載料の全額を納付しなければならない。この場合において、振込手数料は、広告主の負担とする。

２　広告主は、会長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は電子データ等を広告主の負担にて作成し中央会に提出するものとする。

（広告の掲載内容の変更）

第９条　広告主は、掲載期間中に広告の内容を変更しようとするときは、広告掲載内容変更申請書（様式第３号）に変更後の広告の原稿を添付して会長に申請しなければばらない。

２　会長は、前項の広告掲載内容変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに掲載内容の可否を決定し、その結果を広告掲載内容変更決定（却下）通知書（様式第４号）により当該広告主に通知しなければならない。

３　第７条第４項及び第８条第２項の規定は、広告の掲載内容の変更について準用する。

４　会長は、当該広告掲載後において、法令等若しくは第３条の規定に違反し、又はそのおそれがある状態となったと判断したときは、期日を指定して広告主に対して当該広告の内容等の変更を命ずることができる。

５　会長は、前項の規定により変更を命ずるときは、広告掲載内容変更命令通知書（様式第５号）によるものとする。

（広告掲載の取り消し）

第１０条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

（１）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

（２）指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

（３）第７条第４項に規定する広告内容の修正を広告主が行わないとき

（４）第９条第４項に規定する広告内容の変更を広告主が行わないとき

２　会長は、前項各号に掲げる理由により広告掲載の決定を取り消したときは、広告掲載決定取り消し通知書（様式第６号）により、当該取り消しを受ける広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第１１条　広告主は、自己の都合により広告掲載を取下げようとするときは、書面により中央会に届出なければならない。

２　前項の規定により広告掲載を取下げた場合における既納の広告掲載料は、返納しない。

（広告の掲載中止）

第１２条　会長は、第９条の規定により広告の内容に変更が生じたときは、当該変更が完了するまでの期間その他必要と認める期間において広告の掲載を中止し、封筒の使用を中止することができる。

（広告封筒の破棄）

第１３条　会長は、第１０条の規定により広告掲載を取り消したとき、第１１条の規定により広告掲載を取り下げたとき又は前条の規定により広告の掲載を中止し封筒の使用を中止することとなったとき、封筒の残余がある場合はこれを破棄するものとする。

（広告掲載料の返還、損害の負担等）

第１４条　広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、既納の広告掲載料を返還する。

２　前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

３　広告内容を変更し広告掲載の中止若しくは決定の取り消しを受け、又は広告掲載を取り下げたことにより生じた損害、費用等については、当該広告内容の変更、中止又は取消しを受け、又は取り下げた広告主が負担するものとする。

（広告主の責務）

第１５条　広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（協議）

第１６条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、中央会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則　　この要領は、平成２４年１０月１８日から施行する。